告　示

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成29年３月10日

東北運輸局長　尾関　良夫

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「244,200円」を「246,000円」に、「227,750円」を「229,550円」に、「185,000円」を「186,800円」に、「175,850円」を「177,650円」に改める。

２．東北海上旅客運送業最低賃金第４項中「240,000円」を「241,100円」に、「178,250円」を「179,250円」に改める。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「198,200円」を「199,400円」に改める。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「196,800円」を「198,600円」に、「183,100円」を「184,900円」に改める。

附　則

この公示は、平成29年４月９日から効力を生ずる。

北陸信越運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成29年３月10日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「245,150円」を「246,150円」に、「228,700円」を「229,700円」に、「185,800円」を「187,550円」に、「176,500円」を「178,250円」に改める。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金第４項中「240,300円」を「241,300円」に、「173,700円」を「175,000円」に改める。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「197,400円」を「198,700円」に改める。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「197,400円」を「198,700円」に改める。

附　則

この公示は、平成29年４月９日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等に係る公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定により、次のとおり公告する。

１．登録番号　関東財務局長（金商）第2497号

２．名称　株式会社レガリア・フィナンシャル

３．営業所　東京都中央区勝どき２丁目18番１－937

４．上記の業者については、営業所の所在地が確知できないため、当該業者は平成29年４月10日までに関東財務局理財部証券監督第３課あて申し出をされたい。

５．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

平成29年３月10日

関東財務局長　小野　　尚

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成29年２月27日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成29年３月10日

財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	メビウス・プレミアムメンソール・オプション・パープル・５・100´s・スリム	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	440円
紙巻たばこ	メビウス・プレミアムメンソール・オプション・パープル・ワン・100´s・スリム	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	440円

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月10日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　処分をした年月日　平成29年２月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　笠原工業株式会社　笠原　賢二　福島県須賀川市上人坦161　国土交通大臣許可（般・特－23）第22067号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年２月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月10日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　処分をした年月日　平成29年２月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヤマムラ　中村　　忍　山形県新庄市大字福田字福田山711－６　国土交通大臣許可（般・特－24）第15759号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年１月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月10日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　シナネンファシリティーズ株式会社　横尾　英男　東京都港区海岸１－４－22シナネンビル２階　国土交通大臣許可（特－27）第26041号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年11月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。